

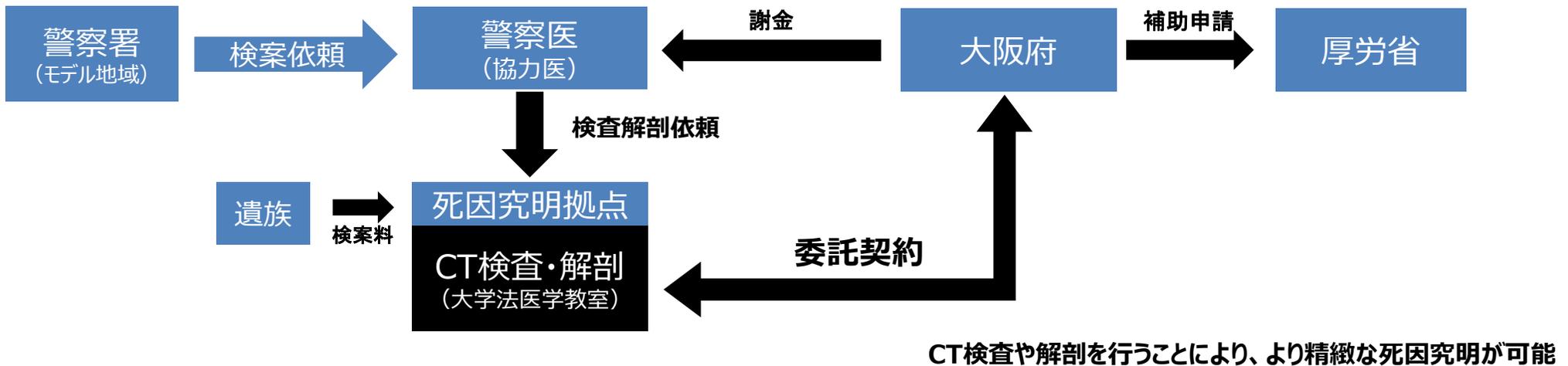
目的：死因究明に係る体制強化のため、公衆衛生の向上等を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう先導的なモデルを形成する国の補助事業。
 府域の検案体制の構築（死因診断レベルの向上、大阪市内外の均てん化）に資する事業であり、同事業を活用するもの。
 単年度事業であるが、事業成果を検証し、今後の府域の死因調査体制の構築の参考とする。

<大阪市外の検案体制（現行）>



■事業概要

モデル地域の警察医(協力医)が検案の際にCT検査や解剖が必要と判断した場合に、大学法医学教室でCT検査・解剖を行い、死因究明を行うもの。



効果：①府のモデル事業では予算措置できなかった遺体搬送(保管)費用や警察医への謝金等が、国庫補助の対象となり、モデル地域において大阪市外の均てん化を実施した場合のニーズ及び効果検証を行うことができる。
 ②より正確な死因診断（公衆衛生の向上、犯罪死の見逃し防止）